

都留市移動通信用鉄塔等設置基準

1. 目的

移動通信用鉄塔等（送電鉄塔や放送用鉄塔などを含む）は、施設の規模が大きく目立つことから、景観に与える影響は非常に大きなものであります。

そのため、都留市らしい景観というかけがえのない財産を大切に守り、育て、後世に引き継いでいくため、景観条例（令和2年12月18日 条例第28号）により、一定規模以上の移動通信用鉄塔等を設置する場合は、届出対象行為に位置付けております。

本基準は、移動通信用鉄塔等の審査基準を明確にすることで、事業者による移動通信用鉄塔等の立地や構造等の検討を円滑に進め、周囲の景観に調和させることを目的としております。

2. 届出対象行為

鉄塔等の高さが15mを超える場合は、行為に着手する30日前までに届出が必要となり、周囲の景観に調和するよう設置していただくこととなります。

また、鉄塔等の高さが20mを超える場合は、周辺の景観への影響が著しいため、届出の前に事前協議が必要となります。

3. 設置基準

3-1. 位置

（1）道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。

①主要な道路（国道、主要地方道）及び鉄道沿いにあっては、次の位置に設置するものとする。ただし、地形条件等やむを得ない場合や移動通信用鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆鉄塔式の場合 $L \geq H$

L ：道路端部から移動通信用鉄塔等外面までの距離（m）

H ：移動通信用鉄塔等の高さ（m）

◆鋼管及びコンクリート柱の場合（スリム鉄塔式を含む）

$$L \geq H/2$$

※スリム鉄塔式とは、上下同一断面の鉄塔で、鋼管柱型と同断面程度のもの。

※中央自動車道は上記の倍の距離をとるものとする。

②一般県道沿いにあっては、次の位置に設置するものとする。ただし、地形条件等やむを得ない場合や移動通信用鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆鉄塔式の場合 $L \geq H/2$

◆鋼管及びコンクリート柱の場合（スリム鉄塔式を含む）

$$L \geq H/4$$

（2）既存の樹木がある場合には、これができるだけ修景に生かすよう配慮すること。
既存の樹木がある場合には、道路等から見える樹木をできるだけ残すことにより、
樹木による自然な遮蔽効果により、鉄塔や機器、フェンス等をできるだけ見えないようにすること。

3-2. 形態意匠

（1）周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。

①高さ

- 必要最小限の高さとすること。なお、やむを得ない場合を除き原則 30m以下とすること。

※やむを得ず 30mを超える場合は、景観への影響が非常に大きいため、必要性を確認するために、事前協議において電波エリア図を求めます。また、都市計画審議会により設置の可否について審議します。

- 景観上重要な地域に設置する場合は、広いエリアをカバーするような大規模な鉄塔はできる限り避け、小規模な鉄塔による分散化等、景観への影響がより小さくなる手法を検討すること。
- 建物等の屋上に設置する場合は、建築物の形状や建築物の背後の景観を極力損

なわないよう配慮し、必要最小限の本数とすること。

②形状

形状は鋼管柱型もしくはスリム鉄塔式を標準とする。

なお、やむを得ず通常の鉄塔式で認めるのは、山林内に隠れ景観に影響がない場合や、施工条件の問題で通常の鉄塔式でなければ建設が不可能であり、かつ、景観に問題が生じない場合とする。

ただし、周辺の景観の状況等によっては、他の形状を検討してもよいものとする。

③共同化

- 同じ地点から複数の鉄塔が見えることのないように、他事業者の鉄塔との共同化に努めること。共同化することが技術的理由等により不可能な場合に限り、やむを得ず新設することを認めるものとする。

- 事前協議までには、他の事業者に共同建設又は共架の意向確認を行うものとし、共架意向がある場合、将来、他事業者からの要請に応じて共同化の対応が可能な構造とするよう配慮すること。

なお、共同化の意向がない場合は、単独建設を認めるが、その場合、原則として以降3年間は周辺（半径500m）に新たな移動通信用鉄塔の建設を認めないものとする。

- 共同建設又は共架を行う場合には、単独建設に比べ鉄塔の規模や強度を考慮する必要があることから、本運用の内容によらず別途個別に協議を行うことができるものとする。

3-3. 色彩

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ちついた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

(1) 鉄塔の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

◆鉄塔（アングル鉄塔）【高さ 20～50m程度】

- ・亜鉛メッキのリン酸処理（N4.5）
- ・亜鉛メッキ+塗装（※こげ茶）：景観上重要な地域の場合

◆鋼管柱【高さ 15～30m程度】

- ・亜鉛メッキのリン酸処理（N4.5）
- ・亜鉛メッキ+塗装（※こげ茶）：景観上重要な地域の場合

◆コンクリート柱【高さ 15～20m程度】

- ・コンクリート色（N7）
- ・こげ茶：景観上重要な地域の場合

（2）設備機器類の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

設備機器類は、鉄塔の配色に合わせることを基本としつつ、鉄塔が亜鉛メッキの場合であっても、こげ茶がはじむ場合は選択する。

- ・鉄塔が亜鉛メッキ（リン酸処理）、コンクリート色の場合：低明度灰色（N5 程度）
- ・鉄塔が塗装（こげ茶）の場合：こげ茶

なお、やむを得ず上記以外の色を選択する場合は、設備機器類を遮蔽するため生垣等の設置を行うこと。

（3）フェンスの色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

色彩は樹木の緑に馴染むようこげ茶を基本としつつ、周辺の状況からグレー又は亜鉛メッキを選択する。

※「こげ茶」は、10YR2/1 程度で、艶消しのものを標準とする。

3-4. 緑化

（1）敷地内においては緑化に努めること。

①景観上重要な地域に設置する場合で、周辺に樹木等が無い場合は、生垣の設置等、

積極的に敷地内の緑化を行うこと。

- ②設備機器類の色彩に基準以外の色を選択した場合は、設備機器類を遮蔽するため生垣の設置等を行うこと。
- ③生垣は、できる限りフェンスの外側に設置するよう配慮するものとするが、不可能な場合は、フェンスの内側であってもできる限りフェンスに近い場所に植栽し、徒長枝によりフェンスを隠蔽できるよう配慮すること。
- ④緑化にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定に努め、適切な維持管理を行うこと。

(2) 鉄塔等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう樹木の高さ及びその配置に努めること。

3-5. その他

(1) 優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。

- ①稜線上への鉄塔建設は認めないものとする。
- ②稜線上に建設しない場合であっても、稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮するものとする。
- ③景観上重要な地域では、主要な視点場から見て鉄塔が稜線を乱す位置及び高さとなる鉄塔建設は認めないものとする。

(2) 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えるとの内容に位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

- ①歴史的資産への主要な視点場において、当該歴史的資産と鉄塔が重ならないこと。
- ②歴史的資産及びその周辺との景観の調和により、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

なお、本基準中の「景観上重要な地域」とは、次のとおりとなります。

- ◆歴史・文化的な景観資源の周辺
- ◆都留市景観条例に基づき指定された景観形成重点地区、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設及びその周辺
- ◆都留市景観計画に掲載されている景観形成推進ゾーン及びその周辺

付則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

届出時に必要な書類

	種類	備考	明記すべき事項
1	届出書	〇号様式	
2	位置図	2,500 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路、鉄道 ・行為の位置
3	配置図	200 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路、鉄道 ・行為の位置 ・植栽樹木等の位置、樹種、樹高
4	立面図	200 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・材料 ・色彩（マンセル値、色見本表等で表示） ・寸法
5	現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・設置位置周辺の写真 ・当該地域において主要な道路、鉄道又は眺望地点とされるような位置から建設地を撮影し、その写真に鉄塔等を赤色で明示したものの。山や構造物等により鉄塔等が見えない場合は、その旨を明示したもの（2方向以上）
6	完成予想図	任意	完成後の色彩のイメージが分かるもの

※その他審査に必要な書類を追加で求める場合があります。

事前協議で必要な書類

	種類	縮尺	明記すべき事項
1	事前協議書	○号様式	
2	位置図	2,500 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路、鉄道 ・行為の位置
3	配置図	200 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路、鉄道 ・行為の位置（鉄塔） ・植栽樹木等の位置、樹種、樹高
4	立面図	200 分の 1 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・材料 ・色彩（マンセル値、色見本表等で表示） ・寸法
5	電波エリア図 (移動通信用鉄塔の高さが 30m を超える場合)	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路、鉄道 ・行為の位置 ・現在カバーされているエリア ・30mで設置した場合のエリア線（青） ・申請鉄塔を設置した場合のエリア線（赤）
6	現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・設置位置周辺の写真 ・当該地域において主要な道路、鉄道又は展望地点とされるような位置から建設地を撮影し、その写真に鉄塔等を赤色で明示したもの。山や構造物等により鉄塔等が見えない場合は、その旨を明示したもの（2方向以上）
7	他社との共架についての説明資料等	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・既存鉄塔に共架することが不可能であることを説明する書面。 ・今回の建設にあたり、他事業者からの共架希望の有無の確認書
8	鉄塔高さを決めた理由書	任意	
9	完成予想図	任意	完成後の色彩イメージが分かるもの

※その他審査に必要な書類を追加で求める場合があります。